

# 中東での

## 「タンカー自衛」問題

「平和安全法制」下の自衛隊派遣

喜田 邦彦 陸自66

本年5月13日、アラブ首長国連邦の沖合で石油タンカー2隻が攻撃を受け、24日に米国は1500人の中東増派を発表した。

6月13日、今度はオマーン沖で日本などのタンカー2隻が「何者か」による攻撃を受けた。米国は衛星写真を解析した結果、「イランが関与している」と断定した。

イラン情勢、特にペルシャ湾とホルムズ海峡とオマーン湾にかけ、米軍とイラン革命防衛隊の睨み合いが続いている。両国間の国交は、イランにあった米国大使館占拠事件以降、断絶した状態が現在も続いている。

6月20日、イランが米軍の無人偵察機を領空侵犯と見て撃墜。トランプ大統領は領空侵犯を否定し、報復攻撃を示唆した。翌21日、米軍によるイラン限定攻撃が始まる10分前、死者の予想数が150人に及ぶと知らされたトランプ大統領は、攻撃中止を命じた。

その4日後、トランプ大統領は、「イランとの緊張が高まるホルムズ海峡付近では、石油を輸送する各国が自ら自

国船を守るべきだ」とツイッターに投稿し、日本政府にも自衛措置を求めた。

翌日の25日、岩屋防衛相は「現時点で自衛隊を派遣する予定はない」としつつも、「同海峡周辺で危機が高まった場合、対処が必要だ」と語っていた。

それを踏まえ、ホルムズ海峡に自衛隊を派遣する場合、どんな方法・法令を根拠に対処するのかの検討が始まった。2015年(平成27年)に「平和安全法制」が制定され、自衛隊が出動する根拠や要件は大きく変わっている。

平成30年版の『防衛白書』も、「平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み」を設けた。

それを踏まえると、4つの法的枠組みが該当する。

①攻撃の主体が海賊とみなせる場合、「海賊対処法」に基づく行動ができる。「防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の一部隊に海上において海賊行為に対処するため、必要な行動をとることを命ずることができる」

現在もアフリカ東部ソマリア沖アデン湾では、民間船舶を海賊から守る活動をしている。警告射撃にも従わず、船舶への接近を続ける海賊船に対し、射撃することは認められている。但し

これは、「多国間での対処」を前提としており、日本単独の派遣は難しい。

②自衛隊法82条に基づく「海上警備行動」も考えられる。海上で日本人の人命や財産を危機に陥れる不審船などが現れた場合、自衛隊を派遣できる。防衛相が判断し、首相の承認が必要。その場合、日本に関係ない外国船は護衛できないので、対象は限られる。

これは、海上における警備・治安維持を目的としており、武器使用は警察官職務執行法の準用となり、相手の攻撃を抑止するための正当防衛や緊急避難など、必要最小限に限られる。

1999年3月、能登半島沖で発見された2隻の北朝鮮工作船は、度重なる警告射撃を無視して逃走した。このとき、海自に初の「海上警備行動」が発令されたが、当時の野呂田長官から出された行動命令に「船体射撃を許可する」の許可はなかった。

③前記で対応しきれない攻撃を受けた場合、自衛隊法76条に基づく「防衛出動」に切り替えて対処することは論理的にありうる。某国又は某組織(例えば革命防衛隊の海外組織・ハマス等)が、対日攻撃の一環としてタンカー攻撃をしかけた場合、「平和安全法制」の「武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態」として「個別的自衛権」の行使と捉えた対応はありうる。

しかしその切り替えは、閣議決定と国会承認を得なければならぬ。現地で現状に応じ、直ちに切り替えるという対応というわけにはいかない。

④「平和安全法制」の「存立危機事態」としての対応も考えられる。米国とイランが戦争状態に突入し、ホルムズ海峡が機雷封鎖され、日本への原油供給が断たれた場合、「存立危機事態」と判断すれば、「集団的自衛権」を行使できる。他国同士の武力衝突でも、日本が存立危機事態に陥れば、自衛隊を派遣して武力の行使は認められる。

2015年の「平和安全法制」審議の過程で、安倍首相は「ホルムズ海峡での自衛隊の機雷除去」を集団的自衛権行使の事例として挙げた。戦時の掃海活動は機雷をまいた国の防御力をそぐ「武力行使」とみなされる可能性があり、「限定的な集団的自衛権の行使」を認めるべきと、その際に発言した。

以上4つの法的枠組みには、いずれも「事態の認定」「防護の対象」「武器の使用」等に制約がある。

平和安全法制では、武力行使にあたり「新3要件」が示された。

①日本に対する武力攻撃が発生、または関係国での武力紛争で日本の存立が脅かされる危険があること。

②日本の存立を全うし国民・財産等

を守るため、武力行使の他に適切な手段がないこと。

③必要最小限の実力行使にとどまらべきこと。

「個別的自衛権」でも、「限定的な集団的自衛権」でも、「武力攻撃事態」でも、「存立危機事態」でも、この新3要件を満たす範囲でしか、憲法に言う「武力行使」は認められない。

日本のタンカーが攻撃を受けた6月以降、日本は参院選挙に突入し、安倍改造内閣が発足した。その後、自衛官を含む「国家安全保障会議」や「事態対処専門委員会」が開かれ、自衛隊派遣、出動の権限、武器の使用等に関する検討が続けられた。

一方で、トランプ大統領の構想を検討した米国では、中東での民間船舶護衛案として、ダンフォード統合参謀本部議長が7月、日本や英・仏等に「有志連合」を呼びかけた。また、ポンペオ米国防務長官らはそれを「海洋安全保障イニシアチブ」と表明した。

ところが9月14日、サウジアラビア（以下、サウジと記す）の石油施設が無人機などの攻撃を受けた。米国とサウジは、「イランの革命防衛隊による攻撃の可能性が高い」と判断し、両国とイランの対立が激化した。更に10月には、紅海で石油タンカーが爆発した。

この間、安倍首相・河野外相（現防衛相）は国際会議の合間に、米国大統領・英・仏・サウジ首脳やイラン外相と会談し、中東における海洋安全保障問題を話し合ってきた。

その際イランは、ペルシヤ湾を巡る独自の安全保障構想を打ち出し、米国の「海洋安全保障イニシアチブ」に加わらないよう、日本を牽制した。

10月18日、こうした結果を踏まえ安倍首相は、国家安全保障法に基づき「四大臣会合」を開き、ホルムズ海峡周辺を航行する日本船舶の安全確保のため、「日本独自での自衛隊派遣」の方針を打ち出した。その狙いは次の三つ。

①米国が提唱する「海洋安全保障イニシアチブ」には参加せず、日本独自に「情報収集の強化」目的で自衛隊を派遣する。即ち、米国の意向に配慮しつつ、イランとの経済・石油関係も維持するとの姿勢を示すこと。

②英・仏も米国の「海洋安全保障イニシアチブ」に参加せず、独自に警護策を実施するので、日本としても米・英・仏等に対し、独自の貢献・協力姿勢を明らかにする。協力とは、「有志連合」のような指揮権を含む連携でなく、情報共有程度のソフトな関係を指す。

③日本は原油輸入の8割以上を中東の攻撃や、タンカー爆破をあげ、「中東

の平和安定、日本に関係する船舶の安全確保」のため、「日本も情報収集体制を強化する必要がある」として、日本国民に自衛隊派遣への理解を求める。

これからは、トランプ大統領が求めた「各国が自ら自国船を守るべき」との趣旨に応じ、航行船舶の安全確保に取り組む姿勢を見せる一方で、イランを刺激しないために米国が唱える有志連合に加わらないとの意向が窺える。

安倍首相にとって、トランプ大統領との良好な関係を維持し、一方でイランとの経済関係も維持したいと考慮した結果である。

これを踏まえ同日（18日）、菅官房長官は記者会見で、自衛隊派遣の構想を明らかにした。

派遣根拠 武器使用を伴わない防衛省設置法に基づく「調査・研究」。この目的であれば、活動範囲は制約されず、事前に派遣地域を限定して示す必要はない。しかし、目の前で日本船舶が襲撃された場合、どんな対応を取るか、が問題として残る。

武器使用 官房長官は、「権限がなくとも、有事とみなせば、閣議決定して派遣根拠を海上警備行動に切り替えることが可能である。そうすれば、日本の船舶に限って護衛でき、武器使用も一部だが容認される」と説明した。

活動範囲 官房長官は「オマーン湾、アラビア海北部の公海、バブルマンデブ海峡の東側の紅海を中心に検討する」と限定した。焦点のホルムズ海峡を含めてない点に内閣の苦悩が窺われる。

同海峡の最も狭い部分の幅は21キロで、イランとオマーンの領海が重なり、公海の部分が無い。しかし、世界で取引される原油の3〜4割が同海峡を通過している。紛争が起きやすい海域であり、同海域へ艦艇を派遣するとすれば、イランの了解が必要になる。米国の関係からすれば、イランが応ずる可能性は極めて低い。

派遣規模 官房長官は、「新たな艦艇の派遣や、既存の海賊対処部隊の活用の可能性を含め、今後検討する」と語った。哨戒機も選択肢に入る。

自衛隊はソマリア沖アデン湾で海賊対処にあたっており、ジブチの拠点に哨戒機2機と護衛艦1隻が展開している。新任務を遂行するためには、海賊対処とは別の任務が必要になるため、護衛艦・哨戒機を情報収集の任務に就ける追加派遣が必要になる。

派遣時期 官房長官は「自衛隊が今すぐに我が国の船舶防護の実施にあたる状況にはない」と語った。新聞報道に拠れば、派遣部隊を指揮統制する統幕の幹部は、「年内の派遣」となる準備期間が短い」と指摘した。

※ 白抜き文字の部分



しかし、部隊の派遣準備（例えば、給油・補給港等）の他にも、米国・イラン・サウジ・オマーン等との水面下の調整が欠かせない。ところが、対立する両方の思惑から行方は見通せないため、時期が確定できないという要因もある。

安倍首相の発表に伴い、与党内の軋みや、野党の反対が動き出した。連立与党の公明党が「調査・研究を根拠にして安易に自衛隊が派遣されることがあつてはならない」と反対している。野党も、「自衛隊の海外派遣」「武器使用」について、国会質問を挑むようだ。

「調査・研究」での派遣は、防衛相だ

けの命令でできる。日本の船が攻撃されれば、「海上警備行動」に切り替える。「平和安全法制」の制定で、自衛隊派遣に柔軟性ができたように見える。

だが一方で、派遣される隊員にとつて、根拠法によって武器使用・艦艇防護・自衛要領が異なることは、きわめて高いリスクを抱えることになる。艦艇に搭載する武器も、どのレベルまでの武器にするか難しい。陸自のPKO派遣の際、機関銃1丁か2丁かが国会で紛糾した。現場に代わって言えば、統一基準の「交戦規定」を作り、「訓令」で包括的任務を示し、武器使用は現場に任せてもらいたい。先進国並みに。本稿が読者に届くのは年明けになるだろうが、海自の中東派遣がどうなっているか、現時点では予測できない。

これまでの自衛隊による中東派遣

1991年	ペルシヤ湾派遣 湾岸戦争後に掃海艇部隊
2001年	インド洋派遣 アフガン軍事作戦の後方支援
2004年	イラク派遣 イラク戦争後の復興支援
2009年	アデン湾海賊対処 国際枠組みで警戒・対処

(2019/11/3記)

【参考資料】

- ・日経新聞 2019/6/26 10/18
- ・読売新聞 2019/6/21 10/18
- ・防衛白書 平成30年版
- ・ウイキペディア 「平和安全法制」

〔補足〕 11月7日、ホルムズ警備に就いて米国が動き出した。米国主導の「海洋安全保障イニシアチブ」への参加は、英・豪の他にサウジアラビア・バーレーン・アラブ首長国連邦・アルバニアの7カ国にとどまった。

独・仏等は、イランとの核合意を維持したいとして、参加を控えた。中東諸国の大半も、イランと正面から対立するのを避ける思惑があるようだ。「センチネル(番人)」と名付けられ

た作戦の対象域は、ペルシヤ湾、オマーン湾、イエメン沖のバブルマンデブ海峡と、広範囲に及ぶ。

安心・安全・真心

いのち  
兵士の **生命** を護り  
災害に **備える**

しん わ  
**信和株式会社**

代表取締役 田中正男 (賛助会員)

TEL 03-6228-1326  
FAX 03-6228-1329

防護用品

スリーピングバッグ、簡易ベッド  
レスキューベスト、搬送マット

広告目次

- (株) セレモア……………表紙3
- (株) 東京都民互助会……………表紙3
- ローレルバンクマシン(株) 表紙4
- 信和株式会社……………30
- (株) 全国儀式サービス……………41
- (株) 武蔵富装……………43
- (株) 和泉家石材店……………52

本誌へ広告掲載をご希望の方は、事務局へご用命下さい。